

保育士宿舎借り上げ支援事業

【目的】

保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【対象施設】

- 認可保育所 ○認定こども園 ○小規模保育事業（認可を受けたもの。ただし小規模保育C型を除く）
 - 事業所内保育事業（認可を受けたもの） ○待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設
- ※いずれも公立を除く。

【対象となる保育士】

対象施設に常勤で勤務する保育士のうち、次のいずれかに該当する者

- 保育所等に新規（平成25年度以降）に採用された者
- 保育所等に採用された日から起算して5年以内の者（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く）

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区を含む）

【助成額】

- 1人当たり 月額82,000円

【補助率】

- 国1／2、市町村1／2

※保育所等の設置者が実施する場合は 国1／2、市町村1／4、保育所等の設置者1／4